

平成31年2月定例県議会の概要について

概 要

「一般質問」での教育委員会関係の主な質疑応答

久野 哲 議員

◇未来ある子ども達の健全育成について

○佐世保事件後の教育環境の現状について

・佐世保事件についての検証から、現在、どのような取組が行われているのか伺いたい。

(教育長答弁)

県教育委員会では、佐世保市内女子高校生の逮捕事案を受け、児童生徒一人ひとりに対し、命を大切にすることを育むための取組を見直してきました。

現在、道徳教育においては、全ての教育活動を通して、自分の生き方を見つめたり、他者とよりよく生きていくための基盤を養ったりしています。

特に、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」では、かけがえのない命を尊重する心情を育む取組や、地域・外部人材を積極的に活用した授業、地域のボランティア活動や将来への志について語り合う機会等も設定しています。

今後も「命の大切さ」を重要視しながら、学校、家庭、地域が連携した、児童生徒の豊かな心の育成に努めてまいります。

・道徳教育は大変重要だと考えるが、現在の道徳教育の状況について伺いたい。

(教育長答弁)

小学校におきましては、道徳が教科化されました。ただ教科書を読むだけでなく、子どもたちが自主的にどう生きるべきかを話しあったりすることによって道徳性を身につけようという教育が変わっております。

本県では教科化の前から、独自の副読本等も活用しながら、道徳教育の充実に努めてきたところです。教科になったことを契機に、子どもたちと共に先生たちも学んでいくというような、新しい道徳教育の形を作り上げていきたいと考えております。

○教職員の喫煙について

・学校の教職員の喫煙場所について、本県の現状はどうなっているのか伺いたい。

(教育長答弁)

平成29年度、敷地内において全面禁煙措置を講じております公立学校等は、全国では93.4%となっており、本県においては、県立学校は100%、市町立学校等は44.9%で、計51.5%という状況となっております。

・校内の一角に正規の喫煙ルームを設置することはできないのか伺いたい。

(教育長答弁)

このたび改正されました「健康増進法」につきましては、改正の趣旨の一つとして、受動喫煙による健康影響が大きい子どもなどに特に配慮することとなっております。学校においては、屋内は禁煙となり、屋外についても原則禁煙とされております。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるとなっております。

本県の県立学校におきましては、平成17年度からすべての学校で敷地内を全面禁煙としており、児童生徒に対する受動喫煙防止の必要性及び現在の取組が定着していることから、今後も継続を考えております。

なお、小中学校の敷地内禁煙については、市町教育委員会、または校長の判断に委ねられておりますので、改正法の内容などを市町教育委員会に対し説明し、今後の対応を示していただくよう、現在お願いをしているところです。

・校内での喫煙が禁止となれば、逆にストレスがたまって、子ども達に悪影響が出るのではないかと心配しますが、どうですか。

(教育長答弁)

本県県立学校の健康診断受診時のデータによると、喫煙者の割合は約15%程度、平成29年度の厚労省の国民栄養・健康調査によると全国の喫煙者の割合は17.7%で、ほぼ(本県喫煙率は全国)平均並みであります。

日常の学校での様々な業務や子ども達の指導・対応等でストレスが高まることもあるかと思いますが、やはり子ども達の健康を第一義的に考えていくことは教員の使命として先生方も自覚されていることと思いますし、愛煙家の方も、周囲に配慮して吸うなどして、ストレスを解消していただいていると思います。

やはり、先生方が元気に教育活動を行っていただくことが子ども達にとってもプラスになると思いますので、学校の中でいろんな対応を考えていただければと思います。